

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月29日
【会社名】	シコー株式会社
【英訳名】	SHICOH CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白木 学
【本店の所在の場所】	神奈川県大和市下鶴間3854 - 1
【電話番号】	046 - 278 - 3570
【事務連絡者氏名】	取締役（財務・経理担当） 田中 彰
【最寄りの連絡場所】	神奈川県大和市下鶴間3854 - 1
【電話番号】	046 - 278 - 3570
【事務連絡者氏名】	取締役（財務・経理担当） 田中 彰
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 753,142,500円 オーバーアロットメントによる売出し 121,176,000円 注）1 募集金額は、会社法上の払込金額（以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。）の総額であり、平成22年6月18日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成22年6月18日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	4,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数の定めはありません。

（注） 平成22年6月29日（火）開催の取締役会決議によります。

本募集（以下「一般募集」という。）にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹会社であるエイチ・エス証券株式会社が当社株主から675株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は一般募集とは別に、平成22年6月29日（火）開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のエイチ・エス証券株式会社を割当先とする当社普通株式675株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

平成22年7月7日（水）から平成22年7月12日（月）までのいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

##### （1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	4,500株	753,142,500	376,573,500
計（総発行株式）	4,500株	753,142,500	376,573,500

（注） 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

発行価額の総額は引受人の買取引受けによる払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

発行価額の総額及び資本組入額の総額は、株式会社東京証券取引所における平成22年6月18日（金）現在の当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定（注） 発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値の無い場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定（注）	未定（注）	1株	自 平成22年7月13日（火） 至 平成22年7月14日（水） （注）	1株につき発行価格と同一の金額	平成22年7月20日（火） （注）

（注） 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成22年7月7日（水）から平成22年7月12日（月）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額）及び資本組入額を決定します。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう、以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう、以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日迄の期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<http://shicoh.com/ourshareholders.htm>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載の通り、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額の差額（総額）は引受人の手取金となります。

申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成22年7月6日（火）から平成22年7月12日（月）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成22年7月7日（水）から平成22年7月12日（月）までを予定しております。

したがって、

(A) 発行価格等決定日が平成22年7月7日（水）の場合、申込期間は「自 平成22年7月8日（木）至 平成22年7月9日（金）」、払込期日は「平成22年7月14日（水）」

(B) 発行価格等決定日が平成22年7月8日（木）の場合、申込期間は「自 平成22年7月9日（金）至 平成22年7月12日（月）」、払込期日は「平成22年7月15日（木）」

(C) 発行価格等決定日が平成22年7月9日（金）の場合、申込期間は「自 平成22年7月12日（月）至 平成22年7月13日（火）」、払込期日は「平成22年7月16日（金）」

(D) 発行価格等決定日が平成22年7月12日（月）の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

申込みの方法は、申込期間内に後記(3)「申込取扱場所」に記載の申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

申込証拠金には、利息をつけません。

株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって

(A) 発行価格等決定日が平成22年7月7日（水）の場合、受渡期日は「平成22年7月15日（木）」

(B) 発行価格等決定日が平成22年7月8日（木）の場合、受渡期日は「平成22年7月16日（金）」

(C) 発行価格等決定日が平成22年7月9日（金）の場合、受渡期日は「平成22年7月20日（火）」

(D) 発行価格等決定日が平成22年7月12日（月）の場合、受渡期日は「平成22年7月21日（水）」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

### (3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

### (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社横浜銀行 大和支店	神奈川県大和市大和東一丁目8番1号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号	4,500株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額（発行価格）と発行価額の差額は引受人の手取金となります。
計	-	4,500株	-

## 4 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
753,142,500	12,700,000	740,442,500

(注) 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

払込金額の総額（発行価額の総額）は株式会社東京証券取引所における平成22年6月18日（金）現在の当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## （２）【手取金の使途】

上記差引手取金概算額740,442,500円については今後の業容拡大のために当社グループの生産拠点である思考電機（上海）有限公司・上海思考電子有限公司でのオートフォーカスリニアモータ生産設備（クリーンルーム・機械設備等）の設備投資並びに製造に要する材料費・労務費等の支払いが売上代金の回収に先立つ事業であるため売上増加に伴い発生する増加運転資金に平成22年12月期中に全額充当する予定です。

なお、設備投資計画の内容については、以下のとおりであります。

会社名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力（％）
			総額（千円）	既支払額（千円）		着手	完了	
思考電機（上海）有限公司・上海思考電子有限公司	中華人民共和国上海市松江区	製造設備	883,000	105,000	借入金・増資・及び自己資金	平成22年3月	平成22年10月	50%

（注） 上記金額には消費税等は含まれておりません。

完成後の増加能力は、設備投資の結果増加するオートフォーカスリニアモータの生産能力の従前の同製品の月生産能力に対する割合であります。販売単価の下落傾向並びに製品の要求精度の向上に伴い生産難易度も向上しており、増加能力が売上の増加に直結する訳ではありません。

## 第２【売出要項】

## １【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	675株	121,176,000	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 エイチ・エス証券株式会社

（注） オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるエイチ・エス証券株式会社が当社株主から675株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<http://shicoh.com/ourshareholders.htm>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

売出価額の総額は、平成22年6月18日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格 （円）	申込期間	申込単位	申込証拠金 （円）	申込受付場所	引受人の住所及 び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定（注）	自 平成22年7月13日(火) 至 平成22年7月14日(水) （注）	1株	1株につき 売出価格と 同一の金額	エイチ・エス 証券株式会 社の本店並びに 全国各支店	-	-

（注） 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

申込証拠金には、利息をつけません。

株式の受渡期日は、平成22年7月21日（水）（ ）となります。

但し、株式の受渡期日については「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」における株式の受渡期日と同一とします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況を勘案し、675株を上限としてエイチ・エス証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、エイチ・エス証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成22年6月29日（火）開催の取締役会において、エイチ・エス証券株式会社を割当先とする当社普通株式675株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成22年8月6日（金）を払込期日として行うことを決議しております。（注）

エイチ・エス証券株式会社は、申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、エイチ・エス証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成22年7月30日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、エイチ・エス証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、エイチ・エス証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

エイチ・エス証券株式会社が本件第三者割当に係る割当てに応じる場合には、エイチ・エス証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、エイチ・エス証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってエイチ・エス証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注） 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

(A) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 675株

- (B) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。
- (C) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (D) 割当先 エイチ・エス証券株式会社
- (E) 申込期間(申込期日) 平成22年8月5日(木)
- (F) 払込期日 平成22年8月6日(金)
- (G) 申込株数単位 1株
- シンジケートカバー取引期間は、
- (A) 発行価格等決定日が平成22年7月7日(水)の場合、「平成22年7月12日(月)から平成22年7月30日(金)までの間」
- (B) 発行価格等決定日が平成22年7月8日(木)の場合、「平成22年7月13日(火)から平成22年7月30日(金)までの間」
- (C) 発行価格等決定日が平成22年7月9日(金)の場合、「平成22年7月14日(水)から平成22年7月30日(金)までの間」
- (D) 発行価格等決定日が平成22年7月12日(月)の場合、「平成22年7月15日(木)から平成22年7月30日(金)までの間」
- となります。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

表紙裏に以下の内容を記載いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日迄の期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<http://shicoh.com/ourshareholders.htm>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

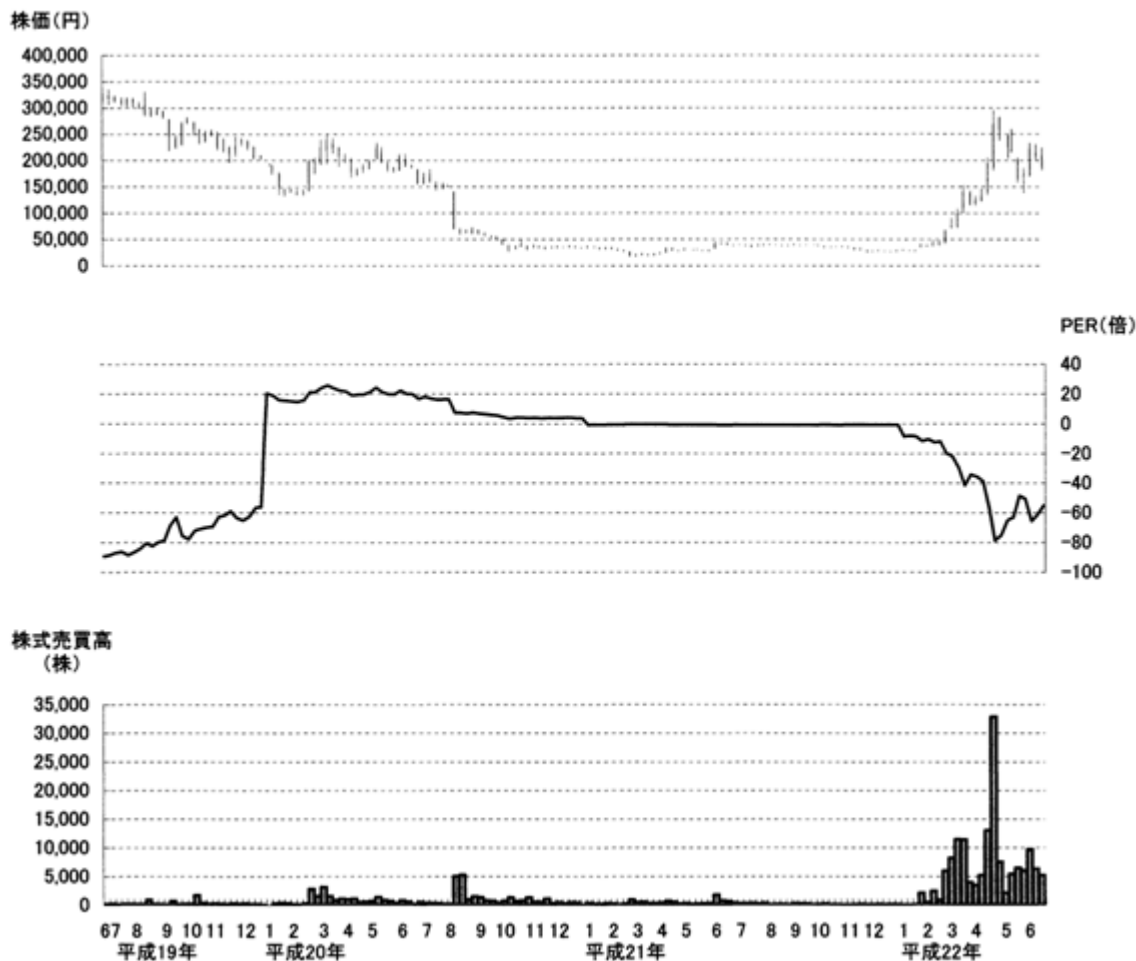


・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

（株価情報等）

### 1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成19年6月25日から平成22年6月18日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



- （注）1．・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表わしております。  
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表示しております。
- 2．P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R（倍） = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純損益}}$$

平成19年6月25日から平成19年12月31日については、平成18年12月期有価証券報告書の平成18年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

平成20年1月1日から平成20年12月31日については、平成19年12月期有価証券報告書の平成19年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成21年1月1日から平成21年12月31日については、平成20年12月期有価証券報告書の平成20年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

平成22年1月1日から平成22年6月18日については、平成21年12月期有価証券報告書の平成21年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

（平成18年12月期、平成20年12月期、平成21年12月期は1株当たり当期純損失を計上しているため、P E Rはマイナスとなっております。）

### 2【大量保有報告書等の提出状況】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 「事業等のリスクについて」

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第25期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間に追加・変更が生じております。また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下に記載されたものを除き、本有価証券届出書（平成22年6月29日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。変更点は下線で示しております。

#### 事業等のリスク

～ 省略

##### 為替変動の影響について

当社の売上に占める外貨建て構成比が徐々に上昇しております。従って、為替相場の変動（特にドル円の変動）は利益率に影響を与える可能性があります。加えて、上海連結子会社における製造原価および販売費及び一般管理費の大半は、人民元建取引となっているため、人民元相場の変動が当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、当社が金融機関との間で2007年度～2008年度に締結した通貨デリバティブ取引は、ドル買いの適用レートが実質的に固定されているため、契約上のレートに対しデリバティブ取引実行時のスポットレートが円高に推移した場合、営業外費用で為替差損が発生する可能性があります。ただし、すでに平成20年度決算において、同決算期末レートにて時価評価を行いデリバティブ負債およびデリバティブ評価損を計上しているため、21年度以降は、営業外費用で為替差損が発生する一方、毎月のデリバティブ取引実行により元本が減少していくことに伴い、特別利益でデリバティブ評価益が計上されております。しかしながら、今後、平成21年度期末のレートと比して、大幅な円高が到来した場合、デリバティブ元本に対する評価損が増加し、その増加分について、デリバティブ評価損を計上する可能性があります。

～ 省略

##### 知的財産権について

当社グループにとって、特許権及びその他知的財産権は製品差別化並びに競争力維持のために非常に重要であり、かつ製品以上に価値のある無形資産として捉えております。そのため当社グループは自らが必要とする多くの技術を自社開発し、商品内製化に役立て、それを国内外において特許権、意匠権、実用新案権、商標及びその他の知的財産権として保持しております。

しかし、以下のような知的財産権に関する問題が生じた場合には、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

- a．第三者により知的財産権の侵害を主張され、その係争解決のために多くの時間とコストを費やし、最悪の場合第三者による侵害の主張が認められ、製品差止めや損害賠償金等の損害が発生する場合
- b．第三者により知的財産権の侵害を受け、そのため当社製品売上が低下し、又その係争解決のために多くの時間とコストを費やす場合

なお、当社は現在製造を行っていない製品について、第三者より知的財産の侵害を主張されておりましたが、当社が和解金65百万円（20回分割払い）を支払うこと、当該第三者は当社顧客への特許権の行使を行わないことなどを内容として和解することで、双方が合意に至りました。この結果、和解金に諸費用を加算した87百万円を特別損失として平成22年第2四半期において計上する予定であります。

省略

#### 追加

##### 株式の希薄化について

当社は平成22年6月29日開催の取締役会において5,175株の増資を決議しました。

これは発行済株式数57,740株の9.0%に相当し、株式の希薄化が生じることになります。その結果として、当社の株価形成に影響を与える可能性があります。

## 2 設備投資計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第25期）に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設等」は、本有価証券届出書提出日（平成22年6月29日）現在以下のとおりとなっております。

会社名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力（％）
			総額（千円）	既支払額（千円）		着手	完了	
思考電機（上海）有限公司・上海思考電子有限公司	中華人民共和国上海市松江区	製造設備	883,000	105,000	借入金・増資・及び自己資金	平成22年3月	平成22年10月	50%

（注） 上記金額には消費税等は含まれておりません。

完成後の増加能力は、設備投資の結果増加するオートフォーカスリニアモータの生産能力の従前の同製品の月産生産能力に対する割合であります。販売単価の下落傾向並びに製品の要求精度の向上に伴い生産難易度も向上しており、増加能力が売上の増加に直結する訳ではありません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んであります。

有価証券報告書	事業年度 (第25期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日	平成22年3月30日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第25期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日	平成22年4月15日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第26期 第1四半期)	自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日	平成22年5月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月27日

シコー株式会社

取締役会 御中

監査法人ウイングパートナーズ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 赤坂 満秋 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 森下 賢二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシコー株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シコー株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業的前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社グループは当連結会計年度において2,342,694千円の当期純損失を計上し、また、金融機関と締結しているシンジケート・ローン契約の財務制限条項に抵触する事実が生じたことにより、継続企業的前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月14日

シコー株式会社  
取締役会 御中

### 明誠監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 市原 豊 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 武田 剛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシコー株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シコー株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

1. 「四半期連結財務諸表作成の基本となる重要な事項等の変更1.(1)」に記載されているとおり、会社は、当第1四半期連結会計期間より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用している。
2. 「四半期連結財務諸表作成の基本となる重要な事項等の変更1.(1)」に記載されているとおり、会社は、当第1四半期連結会計期間より有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法へ変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年3月25日

シコー株式会社

取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 市原 豊 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 武田 剛 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシコー株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シコー株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.(1) たな卸資産（会計処理の変更）に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用している。」
2. 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.(2) 有形固定資産（会計処理の変更）」に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法へ変更している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、シコー株式会社の平成21年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、シコー株式会社が平成21年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。





## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月14日

シコー株式会社  
取締役会 御中

### 明誠監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 市原 豊 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 武田 剛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシコー株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シコー株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- （注） 1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月27日

シコー株式会社

取締役会 御中

監査法人ウイングパートナーズ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 赤坂 満秋 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 森下 賢二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシコー株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シコー株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社は当事業年度において3,764,992千円の当期純損失を計上し、また、金融機関と締結しているシンジケート・ローン契約の財務制限条項に抵触する事実が生じたことにより、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年3月25日

シコー株式会社

取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 市原 豊 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 武田 剛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシコー株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シコー株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 「重要な会計方針3. たな卸資産の評価基準及び評価方法(会計処理の変更)」に記載されているとおり、会社は当事業年度より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用している。
2. 「重要な会計方針4. 固定資産の減価償却の方法(1)有形固定資産(会計処理の変更)」に記載されているとおり、会社は当事業年度より有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法へ変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。